

審 第 2 8 9 9 号
答 申 第 2 6 4 号
令和3年3月25日

千葉県公安委員会委員長 小堀 陽史 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年6月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第234号

平成30年3月26日付けで審査請求人から提起された自己情報部分開示決定
（平成29年12月22日付け〇〇警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決につい
て

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成29年12月22日付け〇〇警発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成29年11月9日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「次の被害について〇〇警察署及び警察本部へ相談した記録一切全ての開示請求 1、平成〇〇年〇〇月〇〇日 車両損壊罪、窃盗罪 2、平成〇〇年〇〇月〇〇日 不法侵入罪、不退去罪、業務妨害罪」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、開示請求に係る個人情報を記録する行政文書の開示不開示の判断を15日以内に行い決定することが事務処理上困難であることを理由として、決定期間を延長し、自己情報開示決定等期間延長通知書（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号）により、審査請求人にその旨を通知した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇警察署が保有する本件開示請求に係る個人情報として、別表1の番号1から10までの行政文書（以下「本件文書」といい、それぞれの行政文書を別表1の審議会による名称によって特定する。）に記録された個人情報を特定し、平成29年12月22日付けで本件決定を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」又は「公安委員会」という。）に対し、平成30年3月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、平成30年6月6日付け公委（〇〇警）発第〇〇号で審議会に諮問した。

(6) なお、実施機関は、本件決定と併せて、別途、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号自己情報開示決定（以下「別件決定」という。）において、〇〇警察署が保有する本件開示請求に係る個人情報を特定している。

また、実施機関は、本件決定及び別件決定以外に千葉県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）、千葉県警察本部警務部警務課（以下「警務課」という。）、千葉県警察本部刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）又は千葉県警察本部地域部地域課が保有する本件開示請求に係る個人情報を特定し、それぞれ自己情報開示決定又は自己情報部分開示決定をしており、これらの決定についても、一部の決定を除いて、審査請求人は、審査請求を行っている。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 本件審査請求の趣旨

- ①処分を取消し可及的速やかに全部開示するよう求める。
- ②苦情申出後の取扱内容を開示するよう求める。

(2) 本件審査請求の理由

- 苦情申立後の取扱内容が開示されていない。
被害届不受理理由が開示されていない。全く不明である。
- ①犯罪捜査規範第6 1 条1 項における取扱が開示されていない。
 - ②〇〇警察署の対応内容が事実と異なった内容である。
 - ③〇〇警察署の調査結果が事実と違う内容である。
 - ④当方の被害の聴取り、現場検証、証拠検証が開示されていない。
 - ⑤「塀が無いから不法侵入にならない」開示されていない。
 - ⑥「相手は正当な理由があって来所しているから不退去罪にはならない」
 - ⑦「故意でないから犯罪ではない」開示されていない。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。なお、審議会において、本件決定における不開示部分及び不開示理由を別表2のとおりに整理したので、以下、別表2の番号を用いて説明する。

(1) 本件文書の特定

請求内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、審査請求人が求める個人情報は、本件文書と特定した。

(2) 不開示部分及びその理由

ア 本件文書1について

(ア) 送付書の決裁欄の係長の印影等

別表2の番号1及び3の不開示部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「警察職員規則」という。）で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 本件照会先の警電番号等

別表2の番号2及び4の不開示部分は、一般には公にしていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察業務の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当する。

イ 本件文書2について

(ア) 調査結果欄に記載された警部補以下の警察官の氏名

別表2の番号5の不開示部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 調査結果欄に記載された警察官の年齢及び職員番号

別表2の番号6の不開示部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第17条第2号に該当する。

(ウ) 事実関係

別表2の番号7の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、条例第17条第2号及び第6号に該当する。

ウ 本件文書3について

(ア) 送付書の決裁欄の係長の印影等

別表2の番号8及び10の不開示部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 本件照会先の警電番号等

別表2の番号9の不開示部分は、一般には公にしていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察業務の正常かつ能率的な運営及び

事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当する。

エ 本件文書4について

(ア) 起案用紙の決裁欄の係長以下の印影等

別表2の番号11及び12の不開示部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 警察官の年齢及び職員番号

別表2の番号13の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第17条第2号に該当する。

(ウ) 事実関係

別表2の番号14の不開示部分は、審査請求人以外の特定の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとともに、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、警察活動の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、条例第17条第2号及び第6号に該当する。

オ 本件文書5について

(ア) 決裁欄の係長の印影等

別表2の番号15及び17の不開示部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 本件照会先の警電番号等

別表2の番号16の不開示部分は、一般には公にしていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発するなど、警察業務の正常かつ能率的な運営及び事務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当する。

カ 本件文書6について

(ア) 決裁欄の係長以下の印影等

別表2の番号18及び19の不開示部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 警察官の年齢及び職員番号

別表2の番号20の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第17条第2号に該当する。

キ 本件文書7について

(ア) 決裁欄の係長以下の印影等

別表2の番号21の不開示部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 取扱者欄の職員番号

別表2の番号22の不開示部分は、警察職員個々に付与された番号であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第17条第2号に該当する。

(ウ) 人身安全関連欄

別表2の番号23の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報及び警察官の判断等により区分された以後の取り扱い方針等が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者に誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

(エ) 指揮伺い欄等

別表2の番号24から27までの不開示部分は、審査請求人以外の特定の個人に関する情報及び危険性や緊急性の有無などを総合的に勘案して判断した以後の取り扱い方針を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

(オ) 取扱者欄の警電番号

別表2の番号28の不開示部分は、一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当する。

ク 本件文書8について

(ア) 決裁欄の主任の印影等

別表2の番号29の不開示部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 人身安全関連欄

別表2の番号30の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報及び警察官の判断等により区分された後の取り扱い方針等が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

(ウ) 指揮伺い欄等

別表2の番号31から34までの不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報及び危険性や緊急性の有無などを総合的に勘案して判断した後の取り扱い方針を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報に該当するため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

ケ 本件文書9について

(ア) 取扱者欄の氏名

別表2の番号35の不開示部分は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則で定める警察職員の氏名に該当するため、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当する。

(イ) 取扱者欄の職員番号

別表2の番号36の不開示部分は、警察職員個々に付与された番号であり、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報に該当するため、条例第17条第2号に該当する。

(ウ) 人身安全関連欄

別表2の番号37の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報及び警察官の判断等により区分された後の取り扱い方針等が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

(エ) 指揮伺い欄等

別表2の番号38から41までの不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報及び危険性や緊急性の有無などを総合的に勘案して判断した以後の取扱い方針を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

(オ) 取扱者欄の警電番号

別表2の番号42の不開示部分は、一般には公表されていない警察電話の内線番号であり、開示することにより、当該内線電話の開設目的とは異なる架電を誘発したり、関係者から抗議を受けるなど、警察業務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号に該当する。

コ 本件文書10について

(ア) 人身安全関連欄

別表2の番号43の不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報及び警察官の判断等により区分された以後の取り扱い方針等が記載されており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

(イ) 指揮伺い欄等

別表2の番号44から47までの不開示部分は、審査請求人以外の個人に関する情報及び危険性や緊急性の有無などを総合的に勘案して判断した以後の取扱い方針を記載しており、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第2号及び第6号ハに該当する。

(ウ) 相談の要旨・措置経過欄の一部

別表の番号48の不開示部分は、警察官が判断した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号ハに該当する。

(3) 苦情の性質

ア 苦情の定義

職務執行に対する苦情は、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な職務の態様に対する不平不満をいう。

一般的苦情は、職務執行に対する苦情以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

イ 苦情の受理

苦情を受理した場合には、公安委員会宛ての苦情については苦情受理報告書を、また、千葉県警察宛ての苦情については苦情受理票を作成する。

ウ 苦情の処理

受理した苦情については、広報県民課を経由して関係所属へ通知し、関係所属にて調査を行う。また、苦情の内容に基づいて、調査結果を公安委員会や実施機関に報告するとともに、苦情を申し出た者への通知等調査結果を踏まえた措置を講じる。

エ 苦情関係書類の保存

苦情受理票及び苦情処理票等の苦情関係書類は、広報県民課及び関係所属が保有する「苦情受理関係（保存期間：3年）」の簿冊に編綴される。

(4) 警察相談の性質

ア 警察相談の定義

「警察相談」とは、警察に対し、指導、助言、相手方への警告、検挙等、何らかの権限行使その他の措置を求めるものをいう。

イ 警察相談票の作成

(ア) 県本部総合相談窓口

県本部総合相談窓口になされた警察相談については、相談者からその内容の詳細を聴取し、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

県本部総合相談窓口は、処理部門に引継ぎを要する警察相談に関し、警察相談票をもって確実に引き継ぐものとする。

(イ) 署総合相談窓口

署総合相談窓口になされた警察相談については、相談者の人定事項及び相談概要を聴取の上、処理部門に確実に引き継ぎを行う。

署総合相談窓口は、次長の指揮を受け、その処理部門を指定する。

(ウ) 処理部門

処理部門は、その所掌事務に係る警察相談を処理するものとし、相談者からその内容詳細を聴取した後、警察相談票を作成の上、所属長に報告する。ただし、軽易な警察相談については、警察相談票を警察相談受付票に代えることができる。

処理部門は、相談の処理状況について、その経過を警察相談経過票に記載の上、適宜所属長に報告する。

ウ 警察相談票等の保存

受理した警察相談に基づき作成された警察相談票については、「警察相談票（保存期間：累年）」に編綴され、解決した警察相談票にあつては、「警察相談票（解決）（保存期間：3年）」に編綴される。また、警察相談受付票については、「警察相談受付票（保存期間：3年）」に編綴される。

(5) 本件決定の妥当性

審査請求人は、審査請求の趣旨において、本件決定の取消しを求めていることから、不開示部分について検討を実施した。

ア 条例第17条第2号及び警察職員規則該当性

別表2において本件決定における不開示理由に「条例第17条第2号及び警察職員規則」と記載した本件決定における不開示部分の情報は、条例第17条第2号本文に該当するとして不開示としており、いずれも同号ただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書該当性について検討する。

本件文書において同号により不開示とした審査請求人以外の特定の個人に関する情報については、その情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しないから、同号ただし書イには該当しない。

本件の開示請求の対応において、審査請求人以外の特定の個人に関する情報や審査請求人の申立てへの対応に関与した警察官の氏名等を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められないから、同号ただし書ロには該当しない。

本件文書において不開示とした警察官氏名は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であり、警察職員規則に該当する。

本件文書に係る第三者の情報を審査請求人が既に知っているのか明白ではなく、請求人と第三者の利害が共通している立場にあるとは言えないから、同号ただし書ニには該当しない。

イ 条例第17条第2号該当性

警察職員の職員番号は、警察職員個々に付与された番号である。また、氏名に付随する年齢及び職員番号は他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、これらの警察官の年齢及び職員番号は、条例第17条第2号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

ウ 条例第17条第6号該当性

警察電話は、本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、その番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の固有情報である。

したがって、これらの番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

よって、本件文書中の警電番号は、条例第17条第6号に該当することから不開示とした決定に誤りはない。

エ 条例第17条第2号及び第6号該当性

本件文書2の調査結果欄の「2 事実関係(1)」の一部(警察官の氏名を除く)及び「2 事実関係(4)」並びに本件文書4の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について」の「4 事実関係(1)」の一部(警察官の氏名を除く)及び「4 事実関係(5)」の不開示とした部分は、本件の関係警察官が審査請求人以外の個人に関して調査した内容である。

開示請求者以外の個人に関する情報及び警察が調査した内容について、実施機関がその情報を当該個人以外の第三者に開示することになれば、当該個人の警察業務への信頼が損なわれ、自己の情報が第三者へ漏れいすることになる疑念が生じるなど、警察業務への支障があると認められるから、条例第17条第2号及び第6号に該当し、不開示とする決定に誤りはない。

オ 条例第17条第2号及び第6号ハ該当性

(ア) 人身安全関連欄

人身安全関連欄は、相談内容を検討して人身安全関連事案該当の有無を項目にチェックし、該当する場合は、その事案の種別「男女間」、「ストーカー」、「DV」等をチェックするものであり、この判断は最終的に所属長が判断する。

この事案該当の有無及び種別は、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断するものであり、本件文書中の人身安全関連欄につい

ても、審査請求人が申し立てた内容や同内容に基づく関係者等の調査事項から判断された情報であるため、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報にも該当することとなる。

人身安全関連欄のチェック項目を開示した場合には、相談者が考える事案との差異等関係者からの誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件文書中の人身安全関連欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当することから不開示とする決定に誤りはない。

(イ) 指揮伺い欄等

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄については、警察署で受理した相談にあつては、処理担当課長が指揮伺い欄を記載し、所属長が所属長指揮事項欄を記載する。

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄については、相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における以後の取扱い方針を記載しているものであるが、相談者の相談に基づく事案関係者等への警告等の権限行使その他措置に関する情報であることから、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報に該当することになる。

指揮伺い欄及び所属長指揮事項欄を開示した場合には、今後の事案に対する警察の処理要領を含む方針を開示することになり、相談者が考える方針との差異等関係者の誤解や憶測を招き、警察業務の信頼関係が損なわれるなど、相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

危険度判定欄及び措置区分欄は、相談内容を検討し判断した危険度をA、B、Cの3段階で判定し記載するとともに、以後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。

この判断は、最終的に所属長が総合的に勘案して判断するものであり、審査請求人以外の関係者の情報を含めて判断されている以上、審査請求人本人の情報であるとともに、審査請求人以外の第三者の個人情報に該当することとなる。さらに、同部分を開示した場合には、当該相談の危険性の判断を開示することになり、関係者及び相談者が感じている危険度の差違等の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件文書中の指揮伺い欄、所属長指揮事項欄、危険度判定欄及び措置区分欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当することから不開示とする決定に誤りはない。

カ 条例第17条第6号ハ該当性

本本文書10の相談の要旨・措置経過欄の一部は、警察官が判断した内容であり、開示することにより、関係者の誤解や憶測を招き、以後の相談業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、上記文書中の相談の要旨・措置経過欄の一部について、条例第17条第6号ハに該当することから不開示とする決定に誤りはない。

(6) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由において、苦情申立後の取扱内容が開示されていないと主張しているが、実施機関は本件開示請求時点で作成されている文書について検索を行い、本本文書を特定していることから、本件開示請求に係る文書特定に誤りは認められない。また、審査請求人がその他に主張している内容については、本件開示請求に係る文書特定や本件決定の開示不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考えられる。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり本本文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行ったと認められる。

審査請求人は、前記3のとおり、苦情申立後の取扱内容が開示されていないこと等を理由として、処分を取り消し、全部開示するように求めている。これは、審査請求人が被害について相談した件につき、本本文書以外に、〇〇警察署が保有する行政文書が存在し、そこに自己の個人情報が記録されているとの主張であり、また、不開示部分を不開示にする理由がないとの主張であると考えられるので、以下、検討する。

(2) 本本文書について

本本文書1から6までは、公安委員会又は広報県民課に相談のあった件について、調査回答を求めるため、広報県民課が発した通知を〇〇警察署で收受した行政文書及びそれぞれの通知に対して調査した結果を〇〇警察署が広報県民課へ報告した文書であり、本本文書7及び9は、警務課に相談のあった件について、〇〇警察署が引継ぎを受けた警察相談票であり、本本文書8及び10は、それぞれの警察相談票に係る相談について、〇〇警察署で処理をした経過を記録した警察相談経過票であると認められる。

(3) 本件開示請求に係る相談について

本件開示請求に係り実施機関が開示し、又は部分開示した個人情報を確認したところ、審査請求人が本件開示請求で求める個人情報の内容として

記載する被害に係り審査請求人が〇〇警察署又は千葉県警察本部に対して行った相談には、次に掲げるものがあると認められる。

- ① 警察相談票「業者の訪問について事件として扱って欲しい（本部来訪）」（平成〇〇年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室）に係る相談（以下「本件相談1」という。）
 - ② 警察相談票「以前相談した件で被害届を出したいので担当者が知りたい」（同年〇〇月〇〇日受理、警務課警察総合相談室）に係る相談（以下「本件相談2」という。）
 - ③ 苦情受理票「〇〇署の被害届不受理は正しいのか」（受理番号〇〇号）（同年〇〇月〇〇日受理、広報県民課広聴係）に係る相談（以下「本件相談3」という。）
 - ④ 「苦情申立書」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談4」という。）
 - ⑤ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談5」という。）
 - ⑥ 「苦情申立に係る件」と題する同年〇〇月〇〇日付け文書に係る相談（以下「本件相談6」という。）
- (4) 個人情報の特定の妥当性について

ア 別件決定との関係について

前記2(6)のとおり、実施機関は、別件決定において、〇〇警察署が保有する本件開示請求に係る個人情報を特定しているので、審議会としては、本件文書に記録された個人情報のほかに、本件開示請求に係る個人情報を〇〇警察署が保有する場合であっても、当該個人情報を別件決定で特定している場合は、本件決定に個人情報の特定について違法はないと判断する。

イ 各相談における本件開示請求に係る個人情報の特定について

(ア) 本件相談1及び2について

審議会で見分したところ、本件相談1及び2については、警務課の警察総合相談室で受付して、警務課で記録して本件文書7又は9を作成し、これを関係所属である〇〇警察署に引継ぎをしている。そして、引継ぎを受けた〇〇警察署は、本件相談1又は2に対応して、その経過を本件文書8又は10に記録していると認められる。なお、これらの行政文書のほかに、本件相談1及び2に係り本件開示請求に係る個人情報を記録した行政文書を〇〇警察署で作成し、又は收受したような事情は認められない。

そうすると、〇〇警察署において、本件文書7から10までに記録された個人情報を特定しているので、本件相談1及び2に係り、本件

決定において本件文書7から10までに記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(イ) 本件相談3について

審議会で見分したところ、本件相談3については、広報県民課の広聴係で受け付けた苦情について、〇〇警察署は、広報県民課から調査し、報告するように依頼を受けており、本件文書1が〇〇警察署で収受した当該通知に該当する。

また、〇〇警察署は、依頼を受けて行った調査の結果について、平成〇〇年〇〇月と〇〇月に報告しており、本件文書2は、同年〇〇月の報告に該当する。同年〇〇月の報告に記録された個人情報は、別途、別件決定で特定している。なお、これらの行政文書のほかに、本件相談3に係り本件開示請求に係る個人情報を記録した行政文書を〇〇警察署で作成し、又は収受したような事情は認められない。

そうすると、〇〇警察署において、本件決定において本件文書1及び2に記録された個人情報を特定し、別件決定において、前記同年〇〇月の報告に記録された個人情報を特定しているもので、本件相談3に係り、本件決定において本件文書1及び2に記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(ウ) 本件相談4について

審議会で見分したところ、本件相談4については、公安委員会で受け付けた苦情について、〇〇警察署は、広報県民課からの通知によって調査の依頼を受けて、平成〇〇年〇〇月に調査の結果を報告していると認められる。

本件文書3は〇〇警察署で収受した当該通知に該当する。また、本件文書4は〇〇警察署が行った調査結果の報告に該当する。なお、これらの行政文書のほかに、本件相談4に係り本件開示請求に係る個人情報を記録した行政文書を〇〇警察署で作成し、又は収受したような事情は認められない。

そうすると、〇〇警察署において、本件決定において本件文書3及び4に記録された個人情報を特定しているもので、本件相談4に係り、本件決定において本件文書3及び4に記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(エ) 本件相談5について

審議会で見分したところ、本件相談5については、公安委員会で受け付けた苦情について、〇〇警察署は、広報県民課からの通知によって調査の依頼を受けて、平成〇〇年〇〇月に調査の結果を報告していると認められる。

本件文書5は〇〇警察署で收受した当該通知に該当する。また、本件文書6は〇〇警察署が行った調査結果の報告に該当する。なお、これらの行政文書のほかに、本件相談5に係り本件開示請求に係る個人情報記録した行政文書を〇〇警察署で作成し、又は收受したような事情は認められない。

そうすると、〇〇警察署において、本件決定において本件文書5及び6に記録された個人情報を特定しているため、本件相談5に係り、本件決定において本件文書5及び6に記録された個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

(オ) 本件相談6について

審議会で見分したところ、本件相談6については、公安委員会で受け付けた苦情について、広報県民課は千葉県警察本部総務部総務課から回付を受けていると認められる。

実施機関によると、本件相談6は本件相談5と同じ内容のものであり、本件相談6が申し立てられた平成〇〇年〇〇月〇〇日当時、本件相談5に対する処理の途中で、その後本件相談5に対する処理が終わったことから、広報県民課は、本件相談5と同一内容の本件相談6についても処理が行われたと判断したため、本件相談6について特に処理を行っていないとの説明であった。

審議会で見分したところ、実施機関の説明に特段不自然、不合理な点はなく、〇〇警察署が本件相談6に係る行政文書を保有しているとは認められず、本件相談6に係り、本件決定において本件開示請求に係る個人情報を特定していないことに、特段不自然、不合理な点は認められない。

ウ さらに、審議会が諮問実施機関を通じて、あらためて実施機関の保有する文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報及び別件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しないことが確認された。

エ したがって、実施機関が、本件決定において〇〇警察署が保有する本件開示請求に係る個人情報として本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことについては、特段に不自然

然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も見受けられない。

(5) 不開示情報該当性について

ア 本件文書のうち、実施機関が本件決定において不開示とした情報は、別表2の番号1から48までの不開示部分のとおりであり、審議会として、次に掲げるとおりに分類した（別表2の審議会による区分のとおり）。

(ア) 別表2の番号1、3、5、8、10、11、12、15、17、18、19、21、29及び35の不開示部分（以下「本件氏名等」という。）

(イ) 別表2の番号6、13、20、22及び36の不開示部分（以下「本件年齢等」という。）

(ウ) 別表2の番号7及び14の不開示部分（以下「本件聴取等情報」という。）

(エ) 別表2の番号2、4、9、16、28及び42の不開示部分（以下「本件警電番号」という。）

(オ) 別表2の番号23、30、37及び43の不開示部分（以下「本件人身安全関連欄」という。）

(カ) 別表2の番号24、31、38及び44の不開示部分（以下「本件指揮伺い欄」という。）

(キ) 別表2の番号25、32、39及び45の不開示部分（以下「本件所属長指揮事項欄」という。）

(ク) 別表2の番号26、33、40及び46の不開示部分（以下「本件危険度判定欄」という。）

(ケ) 別表2の番号27、34、41及び47の不開示部分（以下「本件措置区分欄」という。）

(コ) 別表2の番号48の不開示部分（以下「本件判断情報」という。）

イ 実施機関は、これらの不開示情報について、前記4（2）及び（5）の記載のとおり、条例第17条第2号、第6号等に該当し、本件決定は妥当であると主張するので、以下、その不開示情報該当性について検討する。

ウ 本件氏名等について

(ア) 実施機関は、本件氏名等については、条例第17条第2号及び警察職員規則に該当し、不開示が妥当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件氏名等は、実施機関の職員の印影又は氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識

別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該職員が警察職員規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

(ウ) したがって、本件氏名等は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

エ 本件年齢等について

(ア) 実施機関は、本件年齢等については、条例第17条第2号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 本件年齢等のうち職員番号は、警察職員個々に付与された職員番号であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、個人識別符号であるから、条例第17条第2号本文に該当する。

本件年齢等のうち警察官の年齢は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるもの、又は当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

(ウ) さらに、条例第18条第2項による開示について検討すると、職員番号は当該不開示情報のみで記載されているため、当該記述等を除くことはできず、また、警察官の年齢は当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、同項による開示をすることはできない。

(エ) よって、本件年齢等は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

オ 本件聴取等情報について

(ア) 本件聴取等情報は、警察職員が、審査請求人が行った本件相談2又は4において審査請求人の相手方とされる審査請求人以外の第三者から相談の内容について聴取した情報である。

(イ) 実施機関は、本件聴取等情報について、条例第17条第2号及び第6号に該当し、不開示が妥当であると主張するので、まず、同条第6号該当性について、検討する。

(ウ) 本件聴取等情報は、前記(ア)のとおり、警察職員が本件相談2又は4の内容について事実確認をするため相手方から聴取した情報であり、本件聴取等情報を開示した場合、被聴取者からの信頼が損なわれ、また、県民が実施機関に対して不信感を抱き、聴取に応じることをためらうことにつながり、その結果、苦情への適切な措置がとれなくなるといえることから、苦情処理業務の目的が達成できなくなり、

又は苦情処理業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

- (エ) したがって、本件聴取等情報は、条例第17条第6号に該当し、実施機関が主張する同条第2号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

カ 本件警電番号について

- (ア) 実施機関は、本件警電番号について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

- (ウ) よって、本件警電番号は条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

キ 本件人身安全関連欄等について

- (ア) 実施機関は、本件人身安全関連欄及び本件危険度判定欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

- (イ) 人身安全関連欄の情報は、実施機関の職員が、審査請求人からの相談の内容から判断して、人身安全関連事案への該当の有無等を記載した情報である。また、危険度判定欄の情報は、実施機関の職員が、審査請求人からの相談の内容から判断して、記号によって区分された危険度を記載した情報である。両者は警察相談票の所定の欄において定型的に記載することとされている。

- (ウ) 審議会で見分したところ、本件人身安全関連欄及び本件危険度判定欄の情報に審査請求人以外の第三者に関する情報は含まれていないため、本件人身安全関連欄及び本件危険度判定欄は、同条第2号に該当しないと判断する。

- (エ) 次に、条例第17条第6号ハについては、審議会で見分したところ、本件人身安全関連欄及び本件危険度判定欄の情報に係る事務は、同号ハに掲げる事務に直ちに該当するものとは認められないが、本件人身安全関連欄又は本件危険度判定欄の情報を開示した場合、当該相談に係る関係者からの誤解や憶測を招き、警察相談事務への信頼が損なわれ、警察相談の事務の目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(オ) よって、本件人身安全関連欄及び本件危険度判定欄は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

ク 本件指揮伺い欄等について

(ア) 実施機関は、本件指揮伺い欄、本件所属長指揮事項欄及び本件措置区分欄について、条例第17条第2号及び第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 指揮伺い欄の情報は、実施機関の職員が、警察相談に係る相談内容や相手方に関する情報等を総合的に判断して、警察における今後の取扱い方針等の案を記載し、所属長に意思決定を求めるものである。所属長指揮事項欄の情報は、指揮伺い欄の記載に対して、所属長が意思決定をし、職員に指揮する事項を記載するものである。措置区分欄は、相談内容を検討して判断し、今後の取扱い方針を決定する措置区分を記載するものである。

(ウ) 審議会で見分したところ、本件指揮伺い欄、本件所属長指揮事項欄及び本件措置区分欄の情報に審査請求人以外の第三者に関する情報は含まれていないため、本件指揮伺い欄、本件所属長指揮事項欄及び本件措置区分欄の情報は、同条第2号に該当しないと判断する。

(エ) 次に、審議会で見分したところ、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報に係る事務は、同条第6号ハに掲げる事務に直ちに該当するとは認められない。そこで、同条第6号該当性について検討する。

警察相談においては、その事務の性質上、警察相談票に事案を正確に記載することや警察における判断を様々な可能性を考慮して記載することが、不安を抱く県民に安心を与えるという目的を達成するためには必要である。

これを前提に考えると、自己情報の開示請求に対して、指揮伺い欄、所属長指揮事項欄又は措置区分欄の情報を開示し、その判断の内容が明らかになった場合、警察がとり得る指導、助言、警告、検挙等といった措置を発動する基準が明らかになってしまうおそれがあり、同条第6号に該当すると考えられる。また、それらが明らかになってしまうと、今後、警察の措置を回避しようとして、適切な解決を妨げる行動がとられることとなる可能性は否定できない。

さらには、開示された場合の影響を懸念して、担当者や所属長が記載を当たり障りのないものとした場合、正しい指揮が取れなくなる可能性も否定できない。

(オ) 本件文書について確認したところ、本件指揮伺い欄、本件所属長指揮事項欄又は本件措置区分欄の情報を開示すると、警察相談の事務の

目的が達成できなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、本件指揮伺い欄、本件所属長指揮事項欄又は本件措置区分欄の情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

ケ 本件判断情報について

(ア) 実施機関は、本件判断情報について、条例第17条第6号ハに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、審査請求人の言動等を受けて実施機関の職員が判断した内容に係る情報であり、当該情報を開示すると、今後の実施機関における調査や相談に係る事務において、関係者から誤解を受けること等を懸念することで、事実関係以外の判断内容等を記載することに消極的になる可能性については一律に否定できるものではなく、そうすると、本件決定において、事務に支障があるとした実施機関の判断について、不合理とまで言うことはできない。

(ウ) よって、本件判断情報は条例第17条第6号ハに該当し、不開示が相当である。

(6) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年 6月11日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和 2年 9月23日	審議（令和2年度第4回第2部会）
令和 2年10月26日	審議（令和2年度第5回第2部会）
令和 2年11月26日	審議（令和2年度第6回第2部会）
令和 3年 1月25日	審議（令和2年度第8回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏名	職業等	備考
石井 徹哉	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表 1

番号	開示請求に係る個人情報記録する行政文書の件名	審議会による名称
1	苦情受理票（苦情番号〇〇号）について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警収第〇〇号	本件文書 1
2	苦情処理票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号	本件文書 2
3	公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（依頼） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警収第〇〇号	本件文書 3
4	公安委員会宛ての苦情申出に対する調査回答について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号	本件文書 4
5	公安委員会宛ての苦情申出に対する調査について（依頼） 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警収第〇〇号	本件文書 5
6	苦情申出に対する調査結果について 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇警発第〇〇号	本件文書 6
7	警察相談票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇	本件文書 7
8	警察相談経過票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇	本件文書 8
9	警察相談票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇	本件文書 9
10	警察相談経過票 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け管理番号〇〇	本件文書 10

別表 2

番号	行政 文書	本件決定における不開示部分		本件決定にお ける不開示理 由	審議会に よる区分		
1	本件 文書 1	苦情受理票（苦情 番号〇〇号）につ いて（平成〇〇年 〇〇月〇〇日付け 広発第〇〇号）	決裁欄の係長 の印影及び本 件照会先の担 当氏名	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等		
2			本件照会先の 警電番号			条例第17条 第6号	本件警電 番号
3		苦情受理票（平成 〇〇年〇〇月〇〇 日付け広発第〇〇 号）	決裁欄の係長 の印影及び受 理者欄の氏名	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等		
4			受理者欄の警 電番号			条例第17条 第6号	本件警電 番号
5	本件 文書 2		調査結果欄に 記載された警 部補以下の警 察官の氏名	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等		
6			調査結果欄の 「1 関係警 察官」に記載 された警察官 の年齢及び職 員番号			条例第17条 第2号	本件年齢 等
7			調査結果欄の 「2 事実関 係（1）」の一 部（警察官の 氏名を除く） 及び「2 事 実関係（4）」			条例第17条 第2号及び第 6号	本件聴取 等情報

8	本件 文書 3	公安委員会宛での 苦情申出に対する 調査について（依 頼）（平成〇〇年 〇〇月〇〇日付け 広発第〇〇号）	決裁欄の係長 の印影	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等
9			本件照会先の 受理者の警電 番号	条例第17条 第6号	本件警電 番号
10		苦情受理報告書 （受理番号〇〇－ 〇〇）	受理者欄の氏 名	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等
11	本件 文書 4	公安委員会宛での 苦情申出に対する 調査結果について （平成〇〇年〇〇 月〇〇日付け〇〇 警発第〇〇号）に 係る起案用紙	決裁欄の係長 以下の印影	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等
12			「3 関係職 員」及び「4 事実関係 （1）」に記載 された警部補 以下の警察官 の氏名	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等
13			「3 関係職 員」に記載さ れた警察官の 年齢及び職員 番号	条例第17条 第2号	本件年齢 等
14			「4 事実関 係（1）」の一 部（警察官の 氏名を除く） 及び「4 事 実関係（5）」	条例第17条 第2号及び第 6号	本件聴取 等情報

15	本件 文書 5	公安委員会宛での 苦情申出に対する 調査について（依 頼）（平成〇〇年 〇〇月〇〇日付け 広発第〇〇号）	決裁欄の係長 の印影	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等	
16			本件照会先の 警電番号	条例第17条 第6号	本件警電 番号	
17			苦情受理報告書 （受理番号〇〇－ 〇〇）	受理者欄の氏 名	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等
18	本件 文書 6	公安委員会宛での 苦情申出に対する 調査結果について （平成〇〇年〇〇 月〇〇日付け〇〇 警発第〇〇号）に 係る起案用紙	決裁欄の係長 以下の印影	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等	
19			公安委員会宛での 苦情申出に対する 調査結果について （平成〇〇年〇〇 月〇〇日付け〇〇 警発第〇〇号）	「3 関係職 員」に記載さ れた警部補以 下の警察官の 氏名	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等
20				「3 関係職 員」に記載さ れた警察官の 年齢及び職員 番号	条例第17条 第2号	本件年齢 等
21	本件 文書 7		決裁欄の係長 以下の印影及 び取扱者欄の 氏名	条例第17条 第2号及び警 察職員規則	本件氏名 等	
22			取扱者欄の職 員番号	条例第17条 第2号	本件年齢 等	

23			人身安全関連欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件人身安全関連欄
24			指揮伺い欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件指揮伺い欄
25			所属長指揮事項欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件所属長指揮事項欄
26			危険度判定欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件危険度判定欄
27			措置区分欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件措置区分欄
28			取扱者欄の警電番号	条例第17条第6号	本件警電番号
29	本件文書8		決裁欄の主任の印影及び取扱者欄の氏名	条例第17条第2号及び警察職員規則	本件氏名等
30			人身安全関連欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件人身安全関連欄
31			指揮伺い欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件指揮伺い欄
32			所属長指揮事項欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件所属長指揮事項欄
33			危険度判定欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件危険度判定欄
34			措置区分欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件措置区分欄

35	本件 文書 9		取扱者欄の氏名	条例第17条第2号及び警察職員規則	本件氏名等
36			取扱者欄の職員番号	条例第17条第2号	本件年齢等
37			人身安全関連欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件人身安全関連欄
38			指揮伺い欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件指揮伺い欄
39			所属長指揮事項欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件所属長指揮事項欄
40			危険度判定欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件危険度判定欄
41			措置区分欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件措置区分欄
42			取扱者欄の警電番号	条例第17条第6号	本件警電番号
43	本件 文書 10		人身安全関連欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件人身安全関連欄
44			指揮伺い欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件指揮伺い欄
45			所属長指揮事項欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件所属長指揮事項欄
46			危険度判定欄	条例第17条第2号及び第6号ハ	本件危険度判定欄

47			措置区分欄	条例第17条 第2号及び第 6号ハ	本件措置 区分欄
48			相談の要旨・ 措置経過欄の 一部	条例第17条 第6号ハ	本件判断 情報